

アメリカ会社法における剰余金概念の発展

酒 卷 俊 雄

一 序 説

二 配当規制の発達と剰余金

三 資本概念の推移と剰余金

四 結 語

一 序 説

昭和二五年の商法改正に先立つて、企業会計制度対策調査会（その後企業会計基準審議会となり現在の企業会計審議会にいたる）により昭和二四年七月に企業会計原則ならびに財務諸表準則が発表され、会社法計算規定の改正に重要な示唆を与えたことは未だわれわれの記憶に新しい。

企業会計原則はその序文において、「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであつて、必ずしも法令によつて強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに當つて従わなければならない基準」であるとされ、そのため「将来において、商法、税法、物価統制令等企

業会計と関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである」と主張されている。その後発表された「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和二十六年一〇月）は、まさにかかる観点から商法の改正を促すものであつた。

しかし会計原則は会計実務に客観的基準を指示するが、もとより唯一絶対のものではなく、相対的な真实性を有するにすぎない。換言すれば、それは絶対的な真实性を有するために原則として価値があるのではなく、一般に是認され、一般に会計処理の基準として尊重されるが故に原則たりうるのである。^(二)しかるに企業会計原則は諸外国、特にアメリカの会計実務を母体として組成されている。^(三)このことは直ちにアメリカの制度の無条件的な採用を意味するものでなく、そこにわが国の会計実務や慣行の実情に副う考慮が払われていることはいうまでもない。それでもこの点に会計原則の公正妥当性がわが国において一般に是認されるか否かなお批判の余地があるのであり、さらにそれが企業をめぐつて交錯するあらゆる利害関係を公正に調整し、その利害関係者を納得せしめる基準としての客観性を果して有するのか、また慣習として制度化しうるものかという基本的な問題を提起することにもなつたのである。もつとも企業会計原則の解明・批判は本稿の対象外であり、設定以来一〇年以上に及ぶ期間の経過は、事実上会計実務に対する支配的地位を築かしめるに役立つたであろう。それ故、この原則が従来欧米諸国に比してやや立遅れの感があつたというわが国の会計実務に多くの改善と変革をもたらしたこと、また企業会計の拠るべき基準の確立を理想としていふことに、その意義を正当に評価しなければならぬであろう。

ところで企業会計原則の主要な特徴は、新たな財務諸表体系の導入と剰余金思想の導入という二点に求められる。

わけても剰余金という観念はこのときに初めて公的に採り入れられたのであり、会計原則にてもこれに最も重点をおいている。「資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」(同原則一般原則三)とする剰余金原則 (surplus principle) がこれである。この原則は従来包括的に利益と呼ばれていたものに剰余金の概念を援用し、その源泉に従つてこれを利益剰余金と資本剰余金とに区分し、両者の混同を排することを目的としている。企業会計原則注解六によれば剰余金とは、「会社の純資産額が法定資本の額を超える部分」であるから、従前の商法的思惟に従えば、広く利益金と称することが可能であり、会計実務でもこれを利益金として処理する慣習があつた。しかし理論的に考察するときこの部分には二つの異質のものが混在する。すなわち営業利益より生ずる剰余と、営業取引に基かぬ資本構成の変動または資本価値の変動に由来する剰余とである。後者は本来資本そのものに帰属すべきであるから、同じく剰余金とはいつても理論上両者を区別する必要がある、その処理を混同していたところに従来 of 会計慣習の不合理性がみとめられたのである。従つて資本と損益とを峻別せんとする剰余金原則の意図は極めて至当であると考えられている。

そしてこの原則の改正商法に対する反映が法定準備金の区分であつた。詳言すれば、改正商法はこの原則に基いて、法定準備金のうちに利益剰余金から積立てる利益準備金 (二八八条) と区別して資本準備金の制度を設け、資本剰余金のうち額面超過額、払込剰余金、評価益、合併差益および減資差益をその財源として全額資本準備金に積立つべきものとし(二八八条ノ二)、その取崩順位についても利益準備金に後れるものとした(二八九条)。改正商法の規定中これが企業会計原則との調整をはかつた唯一のものとしてされている。しかもこの調整に対する評価には会計学者と商法学者

の間でなお相当の隔りがあるかに思われる。たとえば会計学者の立場からは、改正商法が剰余金原則に基いて利益準備金と資本準備金とを区別する規定を設けたことを、会社の計算に関して特に会计学の理論を採り入れ、企業会計原則の趣旨を可成り尊重した結果と考え、近代会计学の特色をよく活かしたものと評価している^(三)。しかし改正の経緯より推してもこの評価は必ずしも当てないと思われる。周知のように企業会計原則ならびに財務諸表準則が発表された時期において商法の改正案はほぼ完成していたのであり、両者の間には殆んど調整の余地がなかつたとされている^(四)。従つて現行法上の規定は近代会计学の理論に立脚して計算規定を検討したのちに達せられた成果とは到底考え得ないのであつて、このことは資本準備金に関する商法二八八条ノ二の規定が、追加規定の形式によつてのことよりも推測されよう。それ故従来^(五)の法定準備金規定をそのままに、その枠内で財源の性質による区分を試みたにすぎないのであり、旧法時の法定準備金の性格が依然継続維持されているため、現行法上の利益準備金あるいは資本準備金とは当然に法定準備金としての利益剰余金であり、また資本剰余金である。換言すれば、資本準備金に例をとつても、それは本質的にはアメリカ法上の資本剰余金と同一の観念でありながら同時に大陸法的な法定準備金の性格をも保有するため、その限りで大陸法上の法定準備金ともまたアメリカ法上の資本剰余金とも異なる特異性を有するのである。「サープラスの内容を区別しようとする^(五)ことは、サープラス発生の源泉に従つて、サープラスの本質に区別があり、その結果として、サープラスの処分に自ら区別があることを意味する」とする近代会计学の思想を正当とするなら、旧法の規定そのままに法定準備金の枠内でその財源を区分するという姑息な手段に訴え、区分の効果を失わしめるよりもむしろ旧来の法定準備金制度そのものの検討にまで及ぶべきであつたらう。この点の検討を怠り単なる財源の区分に止ま

つたところに、企業会計原則の形式的な尊重があり、現在資本準備金に関して提起されている各種の論議は、この性格混淆の事実が認識されないために招来された資本準備金概念の不明確さによるものと解される^六。従つて資本準備金のこうしたいわば二元的構造を認識してこれを積極的に意義づけることも充分意味があるが、他面かような混淆のうえに成立する不徹底な概念のもつ矛盾は、早晚法定準備金としての政策的な性格に重点をおくか、または重点を近代会計学的にその本質におく、いずれかの方向に是正さるべきものとも考えられる。たとえば昭和三十三年一〇月四日に発表された東京商工会議所の「商法会計規定に関する改正意見」二11(3)は、準備金規定について「資本準備金と利益準備金の区別を廃止して、両者を合わせて法定準備金とし、法定準備金の額が資本の四分の一に達するまでは、毎決算期の配当金額の二〇分の一以上を積み立てることを要するもの」とすべきとの立場を表明し、明らかに企業会計原則と異なる方向への改正を示唆しており、また昭和三五年九月に発表された法務省民事局の「株式会社計算の内容に関する商法改正要綱」試案八はこうした基本問題には何ら触れていないが、「利益準備金として、資本準備金との合計額が資本の四分の一に達するまで、株主に対する配当額の一〇分の一以上を積立てなければならないものとする^七こと」とし、現行法の利益準備金のみに関する積立限度を資本準備金との合計額に緩和することによつて、前者とほぼ同一の方向を志向している。以上の改正意見の当否は暫くおくとしても、会計規定と剰余金原則との関連はいずれは徹底的に検討を加えらるべき商法改正課題の一つといえる。その際に、企業会計原則それ自体、一九三八年のサンダース、ハットフィールドおよびムーア三教授の会計原則書を範として作成されたものであるから、その後におけるアメリカ会計学の成果や、またこの点について母法的地位に立つアメリカ法の剰余金規定の参照も当然に必要とされ

るであらう。

本稿の目的はもとよりこうした必要や剰余金規定の研究に資することにあるが、その主題を特にアメリカ会社法における剰余金概念の発展を概観することに限った。しかもその発展の過程を通じ、一九五〇年の模範事業会社法 (Model Business Corporation Act) の制定をもつて、一応の時期的区分を試みた。それは会社法計算規定に関し模範会社法制定のもつ意義が極めて大きいと考えるからにはかならない。

これについて若干の説明を附加すると、ここ三〇数年間のアメリカにおける会社法変遷の特徴は、いわゆる現代化 (modernization) の語をもつて表現されてきた。それは専ら会社法の旧時代的な規定を排し経済の進展に則つた進歩的な規定を採り入れることを意味しており、一九二七年にオハイオ州がこの観点から旧来と全く類型を異にした会社法を制定して以来、現在にいたるまで二四の州とコロンビア特別区とがこの目的で一般事業会社法の全面的な改正を行なつてきた。^(八) こうした現代化の端緒は各州間における会社企業の勧誘競争に見い出される。すなわち、今世紀に入るや、各州間で州当局が会社に関する税収の増大をはかつて成可く多くの会社が自州で設立されるように企図し、そのため会社の設立や運営に関する自州会社法の規定を競つて緩和・寛大にするという傾向がみられたが、やがて他州との勧誘競争に打ち克つたためにはむしろ会社企業にとつてより健全な土壌を提供することこそ先決問題であると認識されるに及んで進められてきたものである。その間前記の傾向の進展とともに漸く顕著となつた弊害を是正すべく、統一州法委員全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform States Laws) はオハイオ法の後を承け一九二八年に統一事業会社法 (Uniform Business Corporation Act) を採択したが、同法は僅かにルイジアナ、アイ

ダホ、ウォシントンおよびケンタキーの四州に採用されたのみで、充分な成果をあげえなかつた。他方、アメリカ法曹協会会社法委員会 (the Committee on Corporate Laws of the American Bar Association) も各州での会社法改正の手引として模範事業会社法の作成に着手し、一九五〇年にその完全な法案を公表して以来、五三年に若干の改正を行い、さらに五五年と五七年にそれぞれ補正を加えている^(一九)。もとより同法はこれを統一法たらしめようとして企図したものでなく、また従前の会社法に根本的な改革を施したものでもない。けだし、それは既存の法律中の諸原則を抜萃しこれを組織化したものにすぎないからである。のみならず会社の合理的経営をはかるため経営者に多くの自由を与える、従来の授權法 (enabling act) の域を脱してもいない^(二〇)。しかしその計算規定はこれらと異なり新たな會計技術を導入して、会社の資本と剰余金に関する法的とり扱いに正確を期している点で注目すべき特色を有するとい^(二一)う。しかも公表以来今日までの採用状況をみても、 Wisconsin、オレゴン、コロンビア特別区、テキサス、ヴァージニア、ノース・ダコタ、コロラドの諸州が多少の変更を加えてこれに従い、またメリーランド、ノース・カロライナ、オハイオおよびペンシルヴァニア諸州の資本および剰余金に関する会社法規定の最近の改正でこれが模範とされたことは、同法がその所期の目的を達成している事実の一端を物語るものであり、殊に計算規定については同法をもつてアメリカにおける発展の一つの成果として、あるいはまた将来への基点として論じうるところにそのもつ意義は少なくないのである。

ともあれ模範会社法のかかる成功は、前述した既存の法規定にみられるすぐれたもののみの組織化という性格よりしても、いつに内容の優秀さによるものであろうが、他面同法が統一法として企図されなかつた点にも、各州におけ

る伝統や政策が容易に反映しうる余地があるものとして好感されたためではないかと推測される。

以下に模範会社法の成立にいたるまでのアメリカ会社法における剰余金概念の発展を、特に配当規制ならびに資本概念の発達との関連から概観してみたいと思う。

(一) 山下勝治 会計原則の理論二一頁。

たとえばアメリカにおける会計原則の登場は、一九三六年アメリカ会計学会(A.A.A.)の会計原則試案(A Tentative Statement of Accounting Principles affecting Corporate Reports)に始まるが、これはその後一九四〇年と四一年、さらに一九四八年にも「会計諸概念および諸基準」(Accounting Concepts and Standards underlying Corporate Financial Statements)として改訂をうけている。他方アメリカ会計士協会(A.I.A.)も一九三八年に独自の会計原則を発表し、また同年サンダース、ハットフィールドおよびムーア三教授による会計原則書が、一九四〇年にはペイトン、リトルトン両教授の「会社会計基準序説」等相次いで発表された。こうした諸事実は会計原則に唯一絶対的なものが求めえないことを物語っている。

(二) 企業会計原則は、広く欧米の会計実務のうちに慣行として発達したもののなから、一般に公正妥当とみとめられるものを原則として帰納・還元したものである。これが一方では会計実務に容易に採り入れ易い性格となり、他方一貫した理論的立場を欠く結果をもたらしているという。山下前掲書一八・一九頁。

(三) 佐藤孝一 剰余金論四八三頁。会計学者の評価は概してこれと同一であろう。

(四) 吉田昂「商法改正と『商法と企業会計原則との調整に関する意見書』産業経理一四卷一〇号六四頁、曾野和明「商法改正の立法論的展開」(会社実務協会編「商法改正の動向と基本問題」所収)二四四頁。

(五) 山下前掲書一一八頁。

(六) たとえば資本準備金の財源を列挙する商法二八八条ノ二について、これを限定列挙と解するか、列示列挙と解するかの争いがあるが、法定準備金としての制約が課されていることに着目すれば、立法論としてはほとんど角解釈論としては限定列挙説を正当としなければなるまい。

(七) 西山忠範 株式会社における資本と利益一一二頁以下は、この観点より資本準備金の意義について、すぐれた分析をされる。

(八) すなわち、一九二七年のオハイオ法に始まり、ルイジアナ(一九二八)、インディアナ(一九二九)、アイダホ(一九二九)、テネシー(一九二九)、アーカンソー(一九三二)、カリフォルニア(一九三二)、ミシガン(一九三二)、ペンシルヴァニア(一九三二)、イリノイ(一九三三)、ミネソタ(一九三三)、ウォシントン(一九三三)、カンサス(一九三九)、ネブラスカ(一九四一)、ミズーリイ(一九四三)、ケンタキー(一九四六)、オクラホマ(一九四七)、メリーランド(一九五二)、ウィスコンシン(一九五二)、オレゴン(一九五三)、コロンビア地区(一九五四)、ノース・カロライナ(一九五五)、テクサス(一九五五)、ヴァージニア(一九五六)、ノース・ダコタ(一九五七)およびコロラド(一九五八)をみる。Garrett, *Capital and Surplus under the New Corporation Statutes*, 23 *Law and Contemporary Problems*, 1958, p. 240. (なおこの論文の紹介として、拙稿「ガレット・アメリカ新会社法上の資本と剰余金に関する規定」企業法研究第七七輯三六頁以下)。

(九) このアメリカ法曹協会会社法委員会の手になる模範事業会社法は、統一州法委員会によつてその後 *Model Business Corporation Act* と改称された前記の一九二八年統一事業会社法およびヒルズが会社会計法の草案として適正な実務について論じた「いわゆる Hill's Model Corporation Act」と区別されなければならない。

なお、模範事業会社法の直接的承譜は一九三三年のイリノイ法まで遡りうるが、統一事業会社法との関係は薄いといわれてゐる。Hackney, *The Financial Provisions of the Model Business Corporation Act*, 70 *Harvard Law Review*, 1957, p.

1357 note (1).

(10) この点については Katz, *The Philosophy of Midcentury Corporation Statutes*, 23 *Law and Contemporary Problems*, 1958, p. 179.

(11) Garrett, *op. cit.*, p. 241.

二 配当規制の発達と剰余金

アメリカの株式会社法上剰余金は、主として株主に対する配当可能利益として把握されてきたので、この概念の形成・発展は当然配当規制 (dividend restriction) の問題と密接な関連を有している。

ところでアメリカにおける配当規制は概して二つの異なる損益計算方式のもとに展開された。一つが損益計算書上の収益と費用の差額として純利益 (net profit) を算出し、これを配当可能金額とする、純利益基準 (net profit test) であり、他が貸借対照表上の純財産 (net worth) と株式資本 (capital stock) の差額として剰余金を算出し、これを法定の配当源泉 (statutory dividend source) とする貸借対照表剰余金基準 (balance sheet surplus test) である。後者の、剰余金のみを配当の源泉とする制限は、資本からの配当を否定し、資本の減損すなわち法定資本以下に純財産を減少せしめる配当を禁止する趣旨を含むため、資本減損基準 (capital impairment test) とも称される。なおこの他に一八三〇年のマサチューセッツ製造工業会社規制法 (Massachusetts Manufacturing Corporation Regulation Act) に源を発する支払不能基準 (insolvency test) がある。これは一八三六年の改正法にも採り入れられ、「会社が

支払不能の状態にあるか、または配当の支払によつて支払不能となる場合において「取締役が配当を宣しまたはこれに同意したとき、各取締役は会社の債務について連帯責任を負うものと規定された (Mass. Laws Ann., c. 156, § 37)」。その後この基準は他の多くの州にも承継されたが、配当源泉を明示するものではないので、むしろすべての配当法規に適用される警告 (admonition) とみられ、従つてそれが唯一の基準とされることは殆んどなく、前記の貸借対照表基準若しくは純利益基準を補充する意味で採用されて^(五)いる。

このうち純利益基準は、アングロ・アメリカン配当規制の最も初期の形態、すなわち「配当は利益からなざるべき」旨を要求する法規制にまで遡る。これはいわゆる損益計算書方式であり、従つて利益は損益計算書上の収益と費用の差額として算定された^(七)。イギリスにおいては一七世紀以来最も普通の制限であつた。そしてこのイギリス法の思想がアメリカにも継受され、初期のアメリカの会社に賦与された特許状の大部分がこの基準に拠つて^(八)いた。

他方これと並行して資本減損基準も、既に一九世紀以前の特許状に現われ始めており、この傾向は後述する信託基金の原則 (trust fund doctrine) を展開したことで名高く、一八二四年の Wood 対 Dunmer 事件 (30 Fed. Cas. 435, No. 17944) で連邦裁判所が、たとえ特許状に配当源泉として利益のみが規定されている場合にも資本を減損してはならないと判示し、また一八二五年にアメリカにおける最初の一般会社法であるニューヨーク法が成立し、資本減損基準のもとに株式資本の分配、引出または支払を禁ずる旨を規定したことを契機として急速に進展し、爾来この二つの基準のうちでも一層広く行われるものとなつた^(九)。

かかる普及の原因として、まず一般会社法の成立により株式会社企業が一般企業形態化するに及んで、株主有限責

任の代償としての債権者保護政策が強調される立場から、資本からの配当を禁ずる資本減損基準の重要性が増した結果と考えられる。次いで利益 (profit) または net profit の概念規定が極めて困難とされたことも挙げられよう。事実多くの州法がこの用語の使用を避けた。前述のニューヨーク法にしたところで、成立の当初は配当源泉として surplus profit を指示していたが、後にこの用語を排し、配当支払の前後を通じて純資産が資本を下廻つてはならないとする明確な資本減損基準をもつてこれに代えた (N. Y. Stock Corp. Law § 58.)。ニューヨーク法はむしろこのみを唯一の基準とする点でユニークな立法となつたのである。^(一)確かに利益概念は一般に曖昧に使用されており、経済学、会計学、法律学のいずれにおいても完全な定義をもちえないとされている。配当可能利益を決定することが、曾つては会社企業会計の主目的であつたといわれるのもこのためであり、まさにケールの指摘するように、配当源泉を profit に限定することは「配当の歴史において最も厄介な問題の一つ」^(二)であつたのであろう。それ故州法に純利益からの配当支払が規定されている場合にも、その解釈にあたつて裁判所は必ずしもその文言に固執せず、資本の減損あるときは当期利益をもつて配当を支払いえぬものと判示することが多くなつた。^(三)

既述の一九二七年のオハイオ一般会社法の制定に端を発する、各州での会社法の改正および法典化は、いわゆる現代化の努力を当然配当規制に關しても注いだ^(四)が、その殆んどすべての州が法定配当源泉として profit を排し、資本の構成を明確にして貸借対照表上の剰余金、すなわち純資産の資本を超過する額に配当を制限した。たとえばオハイオ法は、「資産の総額が負債および表示資本の総額を超える剰余金」と規定し、この文言はそのまま統一事業会社法二四條四項にひきつがれ、事実上ルイジアナ、アイダホ、イリノイ、ペンシルヴァニア、ウォシントン等の諸州に倣

われた。また特に法律を改正して貸借対照表基準を課した州にはミズーリー、ケンタキー、メリーランド等がある。かくて一九三五年には三七州とコロンビア特別区が貸借対照表方式を採用しており、この時以後の会社法の改正と法典化の殆んどが同一の過程を辿つてきたと報告されている。そして一九四一年に一州、テクサスのみが配当について純粹の利益基準を有することが明らかにされた。^(一五)

それでは利益基準と貸借対照表基準とは配当規制に関連して一体如何なる差異を有するのか。この点について西山氏は主としてハックニーに拠りつ^(一六)、『配当は、利益からのみ支払うことができる』(損益計算書方式)という命題と、『配当は、資本からは支払うことができない』(貸借対照表方式)という命題とは、それぞれ両方式の『公理』をなすものと考えられるが、ここで、貸借対照表を基準として考えると、貸借対照表上の資本と利益が、ハックニーのいわゆるディコトマス dichotomous の関係にあるかぎり、この二つの命題は、同じ内容を逆の方向から表現しているにすぎない。二つの命題に差異が生ずるのは、後者が『貸借対照表上の資本』を問題にしているの^(一七)にたいして、前者が『損益計算書上の利益』を問題にしているということによるのである。したがつてこの差異は、決定的である^(一七)と説明され、また前記の「損益計算書方式では、利益概念を実質的に把握し、利益からのみ配当をみとめ、資本取引から生ずる払込剰余などは、これを配当にあてえない」という点に長所があつたが、その反面、たとえ貸借対照表上に過年度の資本欠損があつても、損益計算書上に当期の利益があれば、これを配当にあてることができるという点で、いかにもルーズな配当規制であり、債権者の保護に欠けるといふ政策上の非難をまぬがれなかつた。逆に「貸借対照表方式では、貸借対照表上に資本欠損が存在する場合には、たとえ損益計算書上に当期利益が存在する場合であつ

ても、これを配当にあてることができないという点で、債権者保護の政策に合致するものであつたが、その反面、ここで利益概念は、純財産が法定資本を超える剰余 surplus としてとらえられたから、利益概念は形式化し、資本取引と損益取引は混同され、株式プレミアム^(二八)の配当さえ、これをみとめることになつたので、企業の本質を無視するものであるという非難をまぬがれなかつた」として両方式のもつ長所と欠陥を指摘される。

通常前者の典型としては一九三五年のデラウェア法があげられているが、これはアメリカの配当規制中最も緩和された形態であり、多くの論議を呼んだ^(二九)。しかし多くの州にあつては貸借対照表方式が他の基準または択一的な配当源泉との併用において、様々なニュアンスをもつて課されてきたことが銘記されてよい^(三〇)。たとえば配当源泉に関してネシー、アーカンソー、カンサス、ネブラスカ等の諸州は、surplus or current net earnings」と択一的に規定し、このほか、surplus or net profits」等これに類する文言の使用されることが多かつた。しかしながら、これらの文言が純利益算出のための会計期間を特定することなく使用され、また特に資本の減損が禁止されている州法の大部分においては択一的な配当源泉を企図したものではないと解され、それ故かかる文言を使用した目的は、剰余金勘定に移されたると否とを問わず、純資産のうち未分配利益をも含めて法定資本の額を超過するすべての金額をこれに含ましめることにあつたと考えられている^(三一)。すなわちバラントインによれば、「剰余金による配当制限は様々な文言で表現されても、そのすべてが同一に帰着する。profits にか surplus profits arising from the business また net earnings などの文言は、営業利益より生ずる利益剰余金に限局されるものと解されるはずであるが、その源泉にかかわりなく、法定資本を超える殆んど如何なる種類もの価値の獲得または増加から生ずる剰余価値 (surplus value) を包含するも

のと解されている。かくて、法律上、期間を何ら特定せずに、profits や earnings に配当を制限することは、通常一般剰余金 (general surplus) への制限、すなわち資本の減損や資本の引出しに対する禁止と同意義にとり扱われ^(三二)たのである。このように剰余金は即利益概念として把握されたのであるが、いずれにしてもこうした重要な用語に明確な定義の附されることがなかつたことは、多くの州で混乱と争訟を惹き起し、模範法の必要性を倍加せしめたといえる。

反面かかる貸借対照表方式の圧倒的な影響下にあつても、その底流において徐々に基本的変化のなし遂げられていたことが看取されなければならない。一九二二年に始まる無額面株式制度の採用は、剰余金についてその概念分析を迫ると同時に、創出される莫大な払込剰余金 (paid-in surplus) の使途に関する政策問題を提起した。だが従来剰余金のみを配当源泉とする一般の州法ではこの事態に直ちに対処することができなかつたために、剰余金はいわゆる利益剰余金たる払込剰余金その他の資本剰余金たるを問わず一律に利益配当に使用され、多くの弊害をもたらしたのである。そしてこれに対する批判は、第一次大戦後に明確になつてきた企業会計における損益計算への重点の移行^(三三)とともに配当規制の目的をも大きく転換せしめることになつた。ここでは企業者ないし企業経営者のみでなく現在および将来の債権者や株主等の利害関係人の保護をはかるという考えのもとに企業の収益力を正確に表示することが理念とされ、この観点から配当は利益のみから支払われ、また会社は going concern たる限り資本をもつて分配をなしてはならないとする現代会社法の基本的立場が確立された^(三四)。しかしこの立場の法への反映は矢張り資本減損の制限と同様に貸借対照表方式によつて行われた。すなわち純資産のうち資本を超過する剰余が獲得されるとこれを分析

して、払込剰余金その他の資本剰余金でないものを蓄積利益 (accumulated income) とみなし、これに基く剰余金——利益剰余金を配当源泉とする。この基準により実質的な資本の概念は排除され、表示資本または法定資本という法的概念がこれにとつて代る。^(二五)このように利益剰余金に配当を制限すると、資本取引と損益取引との混同は除かれ、従来の欠陥が是正される。

州法のうちにも明文をもつてこれを規定するものが現われた。すなわちカリフォルニア、ミシガン、ミネソタ、オクラホマ、インディアナ等である。模範会社法に先立つて利益剰余金基準 (earned surplus test) を採用した右の五州中少なくとも三州は損益計算書方式ではなく貸借対照表方式を課すものと考えられている。^(二六)この基準は普通株に対する正常な配当の基礎として、資本の限界を超える実現蓄積利益に依存するので、かかる利益剰余金からの配当はすべての州法によつて許容される。従つて払込剰余金その他の資本剰余金を含む一般剰余金よりも確かにすぐれた制限であろう。それ故現行配当規制は、制限を強化し配当可能剰余金の種類を限定する傾向にあるといえる。^{(二七)(二八)}

(一) アメリカにおける配当規制の沿革については、Kehl, *Corporate Dividends*, 1941, p. 3 et. seq. なお、山口定男「アメリカ株式会社法に於ける配当制限」(英米会社法研究所収) 二五四頁以下、および西山前掲書九八頁以下に要を得た紹介がなされている。

(二) けだしそれ以前には利益なき場合に配当を支払いうる唯一の資金は資本であるとの考えも存在したからである。それ故配当は資本からこれを支払いえず、利益のみからなされるとの普通法上の原則が生じた。またペンシルヴァニアでは、制定法が、会社の純利益を超えて配当しその結果資本を減損してはならないとするフィラデルフィア銀行に賦与された一八〇四年の特許

状規定を百年以上に亘つて継続し、一九三三年の改正でも貸借対照表基準をとり、この点で変更を加えない旨を規定した。

Hackney, op. cit., p. 1359 and note (1).

(三) Kreidmann, Dividends-Changing Patterns, 57 Columbia Law Review, 1957, p. 374.

(四) Levy, Private Corporations and their Control, vol. 2, 1950, p. 492.

(五) Kehl, op. cit., p. 26.; Ballantine, On Corporations, rev. ed., 1946, p. 579.

(六) この insolvency とは又言ひは対立する二義が存在する。すなわち、衡平法上の「支払不能」の意味と破産法上の「債務超過」の意味である。そして制定法上の語が使用されるときはそのいずれの意味であるか不明確であり、学説も対立している (Ballantine, op. cit., p. 579.; Weiner, Theory of Anglo-American Dividend Law (American Statutes and Cases), 29 Columbia Law Review, 1929, pp. 461, 465, 466.)。たゞせば、マホーン法はそれを定義したることなく曖昧地使用してあり、これは又「メリーランド法はこの面義に於いて定義でけてゐる。それ故、この点を明確にする必要がある」という (Kreidmann, op. cit., p. 375.)。

(七) Levy, op. cit., p. 483.

(八) Levy, op. cit., p. 484.

(九) Kehl, op. cit., p. 7.; Levy, op. cit., p. 484.

(一〇) Hackney, op. cit., p. 1359.; 岡田龍雄博士「〇四四」

(一一) Kreidmann, op. cit., pp. 373, 375.

(一二) Kehl, op. cit., p. 55.

(一三) Kreidmann, op. cit., p. 373.; Levy, op. cit., p. 485.

アメリカ会社法における剰余金概念の発展

- (一四) Hackney, op. cit., p. 1360.
- (一五) Hackney, op. cit., p. 1367.; Kehl, op. cit., p. 55.
もつともテクサスは一九五五年に模範会社法に依り徹底的な改正を行っている。
- (一六) Hackney, op. cit., pp. 1363, 1364.
- (一七) その具体的差異については、西山前掲書一〇二頁。
- (一八) 西山前掲書一〇四・一〇五頁。
- (一九) 一九二七年のデラウェア法の改正は、資本の欠損があつても特定期間の当期利益からの配当をみとめたアメリカ最初の立法とされる (Ballantine, op. cit., p. 580 note 93.)。同法にあつても清算優先権を有する株主の保護規定はおかれているが、不当に寛大であるとの非難が多く (但し Ballantine, op. cit., pp. 580-582.; 矢沢惇「企業会計法の基本問題」(田中先生還暦記念「商法の基本問題」所収) 五三一—五三三頁参照)。
- (二〇) Kreidmann, op. cit., p. 375.; Hackney, op. cit., p. 1360.; Kehl, op. cit., p. 26.
- (二一) Ballantine, op. cit., pp. 583, 584.
- (二二) Ballantine, op. cit., pp. 574, 575.
- (二三) この期に現われた損益計算書の比重の重化は、一九三〇年代にいたつてアメリカ会計理論に全面的に現われてくる。木村和三郎 会計学研究一三頁。
- (二四) Levy, op. cit., p. 485.
- (二五) Hackney, op. cit., p. 1365.; 矢沢惇「計算規定の改正に関する若干の問題」商事法務研究七八号三五頁。
- (二六) カリフォルニア法の起草者は単なる剰余金よりも制限的な、貸借対照表基準に基く利益剰余金規制を企図したと述べ

ており、また同法に倣い択一的源泉として当期純利益または利益剰余金からの配当をみとめたミシガン法およびミネソタ法は、後者について貸借対照表基準の使用を指示してゐる。Hackney, op. cit., pp. 1361, 1367 note (54); Kehl, op. cit., pp. 66-68.

(一七) Ballantine, op. cit., pp. 573, 575.

(一八) バランタインは、利益剰余金基準は資本の減損や会社を支払不能にするような支払の禁止と結合されることが多いが、これらは通常利益剰余金に制限することに何物をも加えぬことを指摘する。Ballantine, op. cit., p. 576.

三 資本概念の推移と剰余金

右に述べたところからも明らかのように、アメリカ法における剰余金概念は主として配当規制に関する貸借対照表基準のもとで発展せしめられてきた。このことは模範会社法の剰余金規定を評価するうえに極めて大きな意義をもつ。さて、貸借対照表上剰余金は資本 (capital stock) とともに株式会社純資産 (net assets) を二分する概念であるから、剰余金の存在・不存在、配当可能剰余金の種類および特種の剰余金より支払いうる配当の種類等は資本を如何に把握するかに左右される。従つてその概念的発展の過程を今一度資本概念のそれと照応させながら辿つてみたい。

ところで資本は利益概念と同様、貸借対照表要素のうちで極めて理解し難いものとされており、^(一) しかも株式会社は会社設立州の法律の所産であるため、資本の会計的とり扱いもその州の基準に対応しなければならぬ。^(二) しかるにいわゆる現代会社法が制定されるまで、会社の資本 (capital) は現在および将来の債権者のための「信託基金」(trust

(fund) である、換言すれば資本は会社が存立する間債務の支払を保証する唯一の会社財産を形成するものと理解された。一八二四年の Wood 対 Dummer 事件のストーリー判決に始まる信託基金の原則 (trust fund doctrine) がこれである。^(三) この原則は法規定とはならなかつたが、約一世紀に亘つて各州にうけ容れられた。しかし現実には債権者のために特定された資産もなく、信託において保有される基金も存在しなかつたので、かかる貸借対照表要素を信託基金として擬制することは、価値物 (things of value) たる資産と抽象的な数額たる資本との混同を招く。しかも債権者の請求権の対象は、資本に相当する資産に止まることなく全資産に及ぶが故に誤解を与えるとして多くの批判のうち一般に否定されるにいたつた。^(四) だがこの原則の根本思想である、資本は会社債権者保護のための責任数額であるという政策的要請は、株主の出資額として把握される損益算定の基準たる性格と結合し、^(五) 会社財産の分配に対する制限としてすべての会社法にうけ継がれ、配当法規の基礎をなしてきた。

要するに、この判決に端的に示された一九世紀の法的思惟は、社員の人的責任 (personal liability or individual liability) に代るもの^(六)として各種の方法で債権者の保護をはかり、資本にも会社債権者のための安全の限界 margin of safety たることを期待したのである。この限界額が発行済株式の額面総額であつた。^(七) 従つてこの要請は、株式引受人をして額面価額の全額について責を負わしめ、また配当や社外株式の購入による資本の減損を防ぐ規定によつて果された (資本減損基準の採用)。^(八) もつとも初期のアメリカ法の株式払込要件には不備が多く、また資本の維持に関する規定は一般に不完全であつて、margin of safety 概念の履行には重大な欠陥が残されてはいた。^(九)

ともあれ、法的観点から資本はこのように株主の侵害しえない制限であつたが、反面この制限内で会社に留保され

ている資産を超過する額は、会社により株主のために保有されるものと考えられた。それ故資本を超過する純資産の剰余は、株主に対する配当や株式の購入に自由に使用された。けだし、株式について払込まれた対価の全額が株式資本とされたので、会社の資産のうち負債および資本を超過する額は必然的に附加物 (accretion) すなわち利益 (earnings) であり、実現されるや直ちに配当に使用しえたのである。確かにこの段階では剰余金は事実上利益剰余金にすぎなかつたから、剰余金の概念分析を試みる必要もなかつた。⁽¹⁰⁾

しかし無額面株式の出現とともに、社外株式 (outstanding shares) の額面総額がもはや資本を表示する唯一の尺度ではなくなり、無額面株式について受領された対価によつても表示されることになる。しかもその後無額面株式の対価のうち資本に組入れる額を会社が決定しうるものとされた結果、その残額が払込剰余金 (paid-in surplus) としてとり扱われることになつた。かくて資本と株式との関係が切断され、出資の総額と一致する株式資本 (capital stock) の意義が失われたために、資本の構成を法律をもつて明らかにする努力が払われ、爾後法律により特に定義づけられた概念である表示資本 (stated capital) または法定資本 (legal capital) の語が用いられる。⁽¹¹⁾ 表示資本は会社債権者の保護をはかり、また株主相互間を保護するために、会社の保有すべき純資産の基準を示す計算上の数額であること⁽¹²⁾ いうまでもない。

他方この払込剰余金の創出は、剰余金を従前のように営業利益のみから生ずるものでなく、営業活動より生ずる利益と株主の出資の一部との混合物とした。そして当初はその使途に如何なる制限も附されなかつた。これは貸借対照表方式のもと剰余金はすべて形式的に同一視され、源泉による区分が試みられなかつた結果である。しかも払込剰余

金の創出には適正な表示資本額の確定を保証する最低の基準もなく、また償還条項あるいは分配優先権を有する株式とこれを有さぬ株式とで区別がなされなかつたために償還額または優先額を下廻る資本化すら行なわれたのである。^(二二)

のみならず無額面株式の流行とともに盛んとなつた額面株式のプレミアム発行、あるいは株式会社の発達に伴う長期金融の増加や合併、贈与、減資など資本関係取引の複雑化するに及んで、剰余金に関する従来の処理法の不合理がますます痛感されるようになった。^(二三)

そこでこの不合理を是正し濫用に対処するため、この混合物を源泉によつて区分し、^(二四) 損益取引に基く利益剰余金 (earned surplus) と資本取引に基く資本剰余金 (capital surplus) の観念が確立された。

この分類は当然これに表示資本を加えた三つのカテゴリーに対する新たな法規制を必要とするにいたる。加えて資本の概念自体も、株式資本の種類増加によつて一層複雑となつた。たとえば授權株式も数種に、またある種類のうちでも権利を異にするもの、優先権を有するもの、あるいは額面若しくは無額面の数組に分たれるようになり、各種類についても償還権や転換権が与えられ、社債も株式に転換しうるようになった。こうした変改の多くも法律上の承認を必要とした。^(二五)

かくてアメリカの各州にて会社法の現代化が始まる。一九二七年のオハイオ法は現行州法の多くの規定について先駆者たる榮譽を担つているが、^(二六) これに倣う一九二八年の統一事業会社法および両者に続く改正会社法は、その形式においても内容においても従前のものと根本的に異なつており、慎重な立法と学問的成果を忠実に反映している点で現代法 (modern laws) の呼称をもつて呼ばれる。^(二七) それ故会計学との接触も絶えずはかられ、^(二八) これは現在にまでつながらる傾向である。模範会社法の計算規定もこの成果の一つにほかならない。

従つて、アメリカにおける現代会社法の發展は、計算規定に関する面ではまさにこの会计学の確立を基盤とし、会计学の最高潮期にあたる一九三〇年代以降において、急速にその成果を採り入れ、多くの概念分析を行い、その規定およびこれを支える基本構造を詳細・精緻なものとしてきたといえる。

そして表示資本または法定資本について、現代法は一般に混合式にその構成を定義づける。すなわち、(a)発行済額面株式の額面総額、(b)発行済無額面株式の全部について受領された対価のうち表示資本に組入れられた額、(c)取締役会の任意の決議をもつて剰余金より表示資本に組入れられた額、および(d)株式配当に基く株式の発行により剰余金から表示資本に組入れられた額である。^(二〇)要するに表示資本は二つの源泉、すなわち対外的なものと対内的なものより構成される。前者が発行された株式の対価であり、後者が取締役会の任意の決議または株式配当によつて資本化された剰余金である。そこでかかる構成を有する表示資本は配当規制とも結びついて、(a)払込剰余金の創出に対する制限となり、あるいは配当その他の目的による資本の引出を禁止、(b)株式の購入または償還のために使用される資産を限定し、また(c)表示資本の減少より生じた資本剰余金の分配を制限する等の重要な機能を営む。^(二一)このいずれも再三述べたように、資本が債権者の保護および株主の対内的保護の限界 margin であるという資本維持の原理に基いており、この限りで初期の信託基金の原則を事実上洗練した以上のもではないともいえるであろう。

ところでかかる資本概念の確立後、剰余金概念はこれに如何に対応してきたかが問題である。

裁判所によつてなされた定義として最も著名なのは、一九二五年の Edwards 対 Douglas 事件において、ブランドイヌ判事の下したそれであろう。すなわち、「剰余金勘定は、株式会社の株式資本を含めた負債総額を超える純資産

額を示す」とする。もつともこの定義については純資産 (net assets) なる会計用語が剰余金と完全に混同されているとの批判がある。^(三三) この批判はともかく、かような理解のもとでは剰余金は単に資産の総額より負債の総額ならびに表示資本額を控除することによつて確認される残高である。

州法では剰余金または特殊の剰余金に関して概念規定を与えているものは少ないが、アーカンソー法 (Ark. Acts 1931, §22)、「デラウェア法 (Del. Laws 1933, §14)」、ネヴァダ法 (Nev. Comp. Laws 1934, §1623)、「ミシガン法 (Mich. Gen. Corp. Act 1933, §20) 及び、「一定の時」に、会社の純資産総額のうち資本として定められた額の超過額を剰余金とする」と定義されている。ルイジアナ法 (Bus. Corp. Act, La. Acts 1932, §1 XIII) も同様である。そして貸借対照表基準に拠る多くの州では、これが配当源泉とされ当初は剰余金の種類によつてそのとり扱いを異にすることはなかつたのであるが、反面未実現利益からの、また資産の再評価より生ずる価額からの配当支払を防ぐことによつて定義の引締めをはかり、しかも減価、減耗に備える適正かつ適法な控除額および引当金がすべての会社にとられることを明示若しくは黙示に要求して、通常の会計慣行を事実上実行してきたことが指摘されている。^(三四)

しかし剰余金は既に若干ふれたように数個の内訳より成るものである。その最も一般的な区分は利益剰余金と利益剰余金以外の剰余金であり、後者は資本剰余金と総称される。この分類は配当可能剰余金を制限し、利益剰余金に普通株式に対する配当の基礎をおく近時の傾向の進展とともに漸次法律においても規定されてきた。たとえばミシガン、カリフォルニア、イリノイ、オハイオ等であり、このうちミシガン法 (Mich. Gen. Corp. Act 1933, §20) は、「会社は常時営業利益に基く剰余金とその他の源泉に基く剰余金とを明瞭に区別するよう記帳すべく、株主に対する年次

報告においてもこれらの項目を明瞭に区別して報告することを要する」と規定する。

かように利益剰余金は会社の営業活動からの蓄積利益および固定資産の売却益等より成り、また特定目的のために積立て留保されたものか未処分ものかによつて、処分済利益剰余金 (appropriated surplus) と未処分利益剰余金 (free surplus) の二つに分たれる。利益剰余金の定義は一般に困難視され行われていない。模範会社法に先立つて利益剰余金基準を採用した前記のカリフォルニア、ミシガン、ミネソタ、オクラホマのいずれの州もその定義づけを試みておらず、法律上の定義としては模範法をもつて嚆矢とするといふ^(二五)。

この利益剰余金の使途は第一に利益配当の源泉たることにあるが、このほか営業上の欠損填補、前期以前の利益計算の誤謬の修正、法律をもつて定められた利益剰余金の減少、特定目的のための処分および資本剰余金または表示資本への振替等である。

これに対し資本剰余金は営業活動から生じた利益以外の源泉に基づく剰余金であつて、利益剰余金以外の剰余金すべてが包含される。この点で会計慣行と法律上の扱いに差異は存しない^{(二六)(二七)}。たとえば発行株式の受領された対価のうち額面価額または記載価額を超過する額 (払込剰余金 paid-in surplus)、資産の再評価価額 (再評価剰余金 revaluation surplus)、株主その他の者による贈与額 (贈与剰余金 donated surplus) および発行済株式の額面価額または記載価額の減少による表示資本の減少額 (減資剰余金 reduction surplus) 等である^(二八)。資本剰余金についてはこれ以上の細分が可能である^(二九)。だが重要なのはかかる源泉より生ずる剰余金はいずれも利益剰余金と慎重に区別されなければならぬということであろう。これはデューイングの指摘をまつまでもなく、資本取引に起因する剰余金は原則として利益

配当に使用してはならないという企業会計の基本的要請に應えるためであり、従つて資本剰余金の源泉を可能な限り細分することによつてこれ以上に應えるところがないとすれば、徒らにペダンティックであるとの批判を被らねばなるまい。しかしあらゆる種類の源泉を単一の見出のもとに総括するよりもこれを区別して表示する方が、株主や債権者により眞実を伝えることも事実であり、要は資本剰余金勘定の表示として適正といえる区分であれば足るとなすべきであらう。

ともかくこの資本剰余金と利益剰余金との分類は、資本取引と損益取引との区別、換言すれば資本と損益とを峻別せんとする会計思想に基くものであるが、資本取引自体が必ずしも明確に把握されていないため、資本剰余金の内容も曖昧であるとの感を免れない。それ故、州法においても一貫した明確な概念規定は与えられていない。しかし用途については、そのより資本的な性格から一般に特定の目的に限定されている。たとえば州法の規定に従い取締役会の決議をもつてする利益配当、利益剰余金をもつてしてもなお不足する欠損の填補、株式配当に際しての表示資本への組入、法律上みとめられた特定目的に基く処分等である。

この使途に関して最も問題があるのは払込剰余金および減資剰余金である。詳言すれば、まず払込剰余金^(三二)についてその創出を無制限とし、それから優先株式たると普通株式たるとを問わず、あらゆる種類の株式に対する配当支払をみとめる場合には、会社債権者に対する担保額を不安定にし資本減損の禁止を脱法せしめる機会を与えるおそれがある。かかる配当は水割的な配当の一種であり、資本の返還ともいいうるのである。また表示資本は債権者にとつての margin of safety と考えられているのに、減資について債権者に発言権を与えず、しかも減資剰余金を配当に使用

しうるとするときは、前者と同様の非難を被らねばなるまい。しかるにこのすべてが当初は許容されていたのである。それ故、現代会社法は払込剰余金の創出について、これを無制限とする立場と発行対価の全額を表示資本とする立場との中間をとる。すなわち払込剰余金の有用性はみとめるが重点を適正な表示資本額の確定において、その創出を相当の範囲内に抑え、かつその使用を制限することを試みており、また減資について、減資後の財産が少なくとも会社の債務と減少された表示資本の和に相当しなければならぬと要求する州法も存在するが、問題は減資自体よりも減資剰余金の使途であることが認識され、この面での規制が加えられてきている。特に普通株式に対する配当の基礎を利益剰余金に求める州にあつては、払込剰余金および減資剰余金からの配当はその受取人に対して源泉を開示したうえで優先株式に対してのみ許される、とされている。^{三三三}確かに資本剰余金はその本質からいつても利益剰余金と同じに処分されてはならないものであり、事実その使途如何に濫用の危険性がひそむといえるので、使途を限定し特に配当に関しては会社が蓄積利益をすべて使い果した後において、かつ源泉の公示をもつて優先株式に対してのみ行わるべきであると考えられており、^{三三五}こうした諸傾向は、いずれも従来の規制に鑑みて妥当といえるであろう。

(一) 会計学上、企業資本（総資本）は自己資本と他人資本（負債）の二つより構成される。このうち自己資本とは企業主体が自らその企業に投下し、あるいは生産過程より増殖した経済価値額であり出資者に帰属すべきものであるが、また資産の総額と負債の総額との差額に等しいという別個の観点から、純資産（net assets）または正味身代（net worth）ともいわれる。かように自己資本（proprietary capital）は剰出資本（contributed capital）すなわち資本金のほかに、損益その他自己資本の増減部分であつて資本金に組入れられないものからなつており、後者については資本金と区別するためこれを別個の勘定で

計算処理する。これを表わすものが剰余金である。佐藤前掲書七頁以下。

(二) Hills, *The Law of Accounting*: 1, 54 *Columbia Law Review*, 1954, p. 45.

(三) Ballantine, *op. cit.*, p. 571.; 山口前掲論文二五八頁。

この原則が否定されたのちは、会社債権者は資本額に等しい財産が存在すると信頼するものであるから、実際にこれを欠くときは債権者に対する詐欺となるといふ fraud doctrine が登場する。

(四) Kreidmann, *op. cit.*, p. 376.; Hills, *The Law of Accounting*, p. 45.; Garrett, *op. cit.*, p. 239.

(五) 西山前掲書二五・二六頁。

(六) Stevens, *Handbook on the Law of Private Corporations*, 2nd ed., 1949, p. 447.

(七) Katz, *op. cit.*, p. 181.

(八) Ballantine, *op. cit.*, p. 570.

(九) Katz, *op. cit.*, p. 181. たゞえば債権者を保護するための制限もなく、容易に資本の減少をみとめる規定が往々にしてみられた。

(一〇) Hills, *Model Corporation Act*, 48 *Harvard Law Review*, 1935, p. 1336.

この点についてコントコメリーは、「無額面株の出現以前（一九二〇年代以前）のアメリカ企業の創生期には、剰余金は、通常『利益剰余金』又は『未分配利益』を意味するものであった。殆んど大多数の場合、剰余金は単に株主に対する分配額を差引いた利益の総額であつたから、他の可能性ある剰余金源泉に関しては殆んど問題が起らなかったのである」と説明している（佐藤前掲書三四頁からの引用）。

(一一) このため従来用ゐられてきた capital, capital stock, stock, paid-in capital とさう過去の混乱を生ぜしめた多くの不

明確な用語の使用が避けられることになった。

もつともステーパーブンスは、capital に対し capital stock の語を表示資本の意義で使用しつづる (Stevens, op. cit., pp. 430, 431, 450.)。

(一一) Hills, Model Corporation Act, p. 1336.

(一二) 佐藤前掲書三四・三五頁。

(一四) 無額面株式の出現以前には、株式会社の資本は額面株式の額面総額と把握されたので、額面を超える額は株主の払込んだものであつても資本ではないとする見解が強かつた。プレミアム利益説がこれである。しかし無額面株式の制度とともに資本額面説とプレミアム利益説はその基盤を失つた。ただし若し額面を超える払込額を利益とすることを固持する場合には、無額面株の払込はその全部または大部分が利益となつて了うからである。そしてアメリカにおいても一九二〇年代に無額面株式が流行するようになったときこの不合理に直面して、プレミアムの資本性が改めて確認され、一般的に資本剰余金の観念が確立されたところ。岩田巖「株式プレミアムと発行費の会計処理」企業会計二巻二号八頁。

(一五) Garrett, op. cit., p. 240.

(一六) Latty, Some Miscellaneous Novelties in the New Corporation Statutes, 23 Law and Contemporary Problems, 1958, p. 374.

(一七) Hills, Model Corporation Act, p. 1334.

(一八) Latty, op. cit., p. 374.

(一九) 木村前掲書一三頁以下。

(二〇) Hills, Model Corporation Act, p. 1335.; Hills, The Law of Accounting, p. 45.; Kreidmann, op. cit., p. 376.

アメリカ会社法における剰余金概念の発展

なお、小橋一郎「アメリカ法における株式会社の資本構成」(英米会社法研究所収)一二四頁以下。

(一一) Hills, Model Corporation Act, p. 1335.

(一二) ヒルズは、表示資本は事業の種類、債務の額、資産の流動性、弁済能力、起債能力等と無関係な任意の金銭価額であることから、果して債権者にとつて margin of safety となりうるかとして表示資本の計算方法に疑いを示し、むしろ流動性比率の方が配当規制に適することを主張する (Hills, Model Corporation Act, p. 1343.)°

(一三) Dewing, The Financial Policy of Corporations, 5th ed., vol. 1, 1953, p. 653 note (c).

(一四) Hills, Model Corporation Act, pp. 1337, 1350.

(一五) Hackney, op. cit., p. 1361.

(一六) Dewing, op. cit., p. 655.

この分類法は二分説といわれるが、会計学者は必ずしもこれに賛成しない。すなわち通常資本剰余金のうちに包含される再評価剰余金を利益剰余金・資本剰余金と別個に表示することを主張する見解がありこれを三分説という。この説は会計学者の多くによつて支持されてきている。たとえば、ムイートンはその著 *Accountants' Handbook* の二版(一九三四年)では二分説であったが、三版(一九四三年)において三分説に変更している (Dewing, op. cit., p. 655 note (h))°。その主張の根拠ならびに主要な学者や団体等の分類法については、佐藤前掲書四三頁以下参照。

(一七) 剰余金については源泉関係のほか配当関係、資本概念関係の三点より分類を行うことが可能であるが、その主要な分類の要求が歴史的過程より生じたことから、源泉に従つて行うのが最も合理的であると主張されるは、佐藤前掲書四一頁以下。

(一八) Hills, The Law of Accounting, pp. 51, 52.; Kreidmann, op. cit., p. 376.; Ballantine, op. cit., p. 539.

(一九) たとえばモントゴメリーは資本剰余金について一五以上の源泉をみとめ (Montgomery, Financial Handbook, 2nd ed.,

1937, p. 571.) またケスターは二一 (Kester, *Advanced Accounting*, 3rd ed., 1933, p. 525.) セリヤースは一一 (Saliers, *Accountants' Handbook*, 1923, p. 306.) ケーパマンは六〇の源泉 (Marple, *The Sources of Capital Surplus*, 9 *Acc. Rev.*, 1934, p. 75.) をそれぞれあげてゐる (Dewing, *op. cit.*, p. 658 note (c) より引用)。

(三〇) Dewing, *op. cit.*, pp. 668, 669.

(三一) 払込剰余金の意義はわが会社法におけるよりも広義であり、通常無額面株式の対価のうち表示資本へ割当られる部分を超過する額および額面株式の額面超過分いわゆるプレミアムの両者を包含する。たとえばイリノイ法、ペンシルヴァニア法等は「払込剰余金とは発行済株式について受領された対価のうち表示資本を構成しない部分」と規定する。また減資剰余金をこれに包含せしめる立法、さらに資本剰余金と同義語として使用する場合もある。

(三二) この点についてヒルズは州法がそれぞれ異なつた原則を有するという事實は、表示資本の確定問題が真剣にアプローチされたことの証左であるといつてゐる。Hills, *Model Corporation Act*, pp. 1337, 1338.; なお山口前掲論文二六四頁。

(三三) Hills, *Model Corporation Act*, pp. 1341, 1342.; Stevens, *op. cit.*, p. 436.

(三四) Ballantine, *op. cit.*, pp. 540, 577.

なおバラントインは、払込剰余金に関する濫用を防止するためには、額面・無額面のいずれを問わず、優先株式の発行に際して会社を受領された対価の全部を表示資本に帰属せしめるべきであり、またその用途は優先株式に対する配当に制限しなければならぬ。払込剰余金は附加資本的なものとして、優先株主保護のために表示資本の使用に課されたと同様の制限に服することを主張してゐる。

(三五) Ballantine, *op. cit.*, p. 578.; Hills, *Model Corporation Act*, p. 1337.

四 結 語

一九五〇年以降現在にいたるまでに一〇州が模範事業会社法に倣つて自州の会社法を改正し、配当可能利益の算出について従来と異なる規制方式を採用したとはいへ、なお多数の州は依然配当規制の面でも、また利益概念の把握においても前述した諸傾向を維持・継続しているわけである。

しかし模範会社法の採用状況ならびに将来への影響を考慮するとき、同法のこの面に関する基本的立場の変更は極めて大きな意義を有することにならう。もとよりここに基本的変更とはいつても、伝統的な規制方式を全く棄て去つた飛躍的な革新を意味するものと解してはならない。それは飽くまでも伝統を踏みまえそれぞれから長所のみを選択した成果である。剰余金規定もこの例外ではない。すなわち同法は剰余金概念を分析して資本剰余金と利益剰余金の二種類の剰余金を包含するものとみとめ、この両カテゴリーに属する金額の決定方法および使用法を規定する。このうち決定方法についてみると、会社の総資産から総負債を差引いた残りを純資産とし、この純資産より表示資本を差引いて剰余金を決定する。従つて剰余金は会社の純資産が表示資本を超過する額である(二条(k))。そしてこの剰余金から利益剰余金を差引いた残りが資本剰余金とされる。これはいうまでもなく貸借対照表方式の体系である。しかし模範法の基本的特色は利益剰余金の定義にみとめられる。それによると、「利益剰余金とは、会社の剰余金のうち、会社設立の時以後、または会社の資本剰余金若しくは表示資本の使用またはその他の方法により、最後に欠損を填補した時以後の会社の純益、収入、利益と損失との差額に相当する部分をいう。ただし、株主に対する爾後の分配額お

よび表示資本への組入額は、右の分配および組入が利益剰余金からなされる限度でこれを控除する」(二条(1))と規定されている^(二)。これは損益計算書上に現われる当期純利益の累積したものであり、原則として、これが模範法では配当可能利益として把握される(四〇条(1)(a))。この点は明らかに、損益計算書方式に基いており、要するに模範会社法は配当規制に関する貸借対照表方式のうちに、利益概念の把握について損益計算書方式を包摂したもの、若しくは配当規制と利益概念について両者の長所を結合したものと評しうるであろう。従つて利益剰余金が存在しない場合には、たとえ当期の利益があつてもその配当は原則として許されず、さらに会社が支払不能であるとき若しくは配当支払の結果支払不能となるとき配当をも禁止して支払不能基準との結合もはかられている^(三)。他方利益剰余金の定義に該当しない限り剰余金のすべてが資本剰余金となり、配当源泉とはされずに、その用途は特定の目的に限定されている。こうした模範会社法の立場は、歴史的にみて、財産計算に基づく配当規制から損益計算を前提とする配当規制に移るべく貸借対照表の枠のなかで努力しつつあつた従来の傾向を一步進めて、積極的に損益計算書から配当可能利益を算出しようとする点に意義があり、確かに、より直接的にあるべき方向に向つているものといえるであらう^(四)。

模範会社法の剰余金規定に関してはこれを詳細に検討する必要があり、また同法に従う各州会社法において如何に展開せしめられたか等、論ずべきところも多い。これらについては次稿を期している。

(一) 矢沢「アメリカ模範事業会社法の会計規定」企業会計一二巻四号一三六頁以下は、同法会計規定の一部を訳出している。

(二) 西山前掲書一〇五頁以下。

(三) Garrett, op. cit., p. 261.

アメリカ会社法における剰余金概念の発展

アメリカ会社法における剰余金概念の発展

九〇

(四) 矢沢 商事法務七八号二三四頁。

(昭和三十六年一月三日稿)